

岩泉町浄化槽設置事業費補助対象確認表

◆ 浄化槽設置補助金を申請する前提条件として、以下の①～④をすべて満たす必要があります。

- ① 浄化槽の設置場所が浄化槽区域(下水道に接続できない区域)であること。
- ② 浄化槽を設置する家屋の延べ床面積の半分以上が居住スペースであること。
- ③ 汚水処理未普及の解消につながる浄化槽の設置であること。
- ④ 町税等を滞納していないこと。

◆ 汚水処理未普及の解消につながる浄化槽の設置について

補助を申請する浄化槽の設置が町の浄化槽使用人口や使用世帯の増加につながると認められる場合は補助の対象となります。

既存の合併浄化槽の更新は、原則として補助の対象となりません。

補助申請時の住所	合併処理浄化槽の設置方法	補助の可否
岩泉町外	町へ転入して浄化槽を設置する場合	○
岩泉町内	公共下水道に接続⇒転居先で浄化槽を設置する場合	○
	汲み取り及び単独処理浄化槽⇒浄化槽へ切り替える場合	○
	合併処理浄化槽設置済みの住宅から転居する場合	○
	集合住宅、賃貸からの転居	○
	親世帯からの子世帯分離(同一敷地内含む)	○
	持ち家からの転居	×

◆ 居住人数の増加に伴う既存浄化槽の更新や被災等、特別な事情がある場合には、「浄化槽設置事業費補助金協議書」を作成のうえ、上下水道課にご相談ください。

◆ 浄化槽設置場所への転居の確認は住民票で行います。